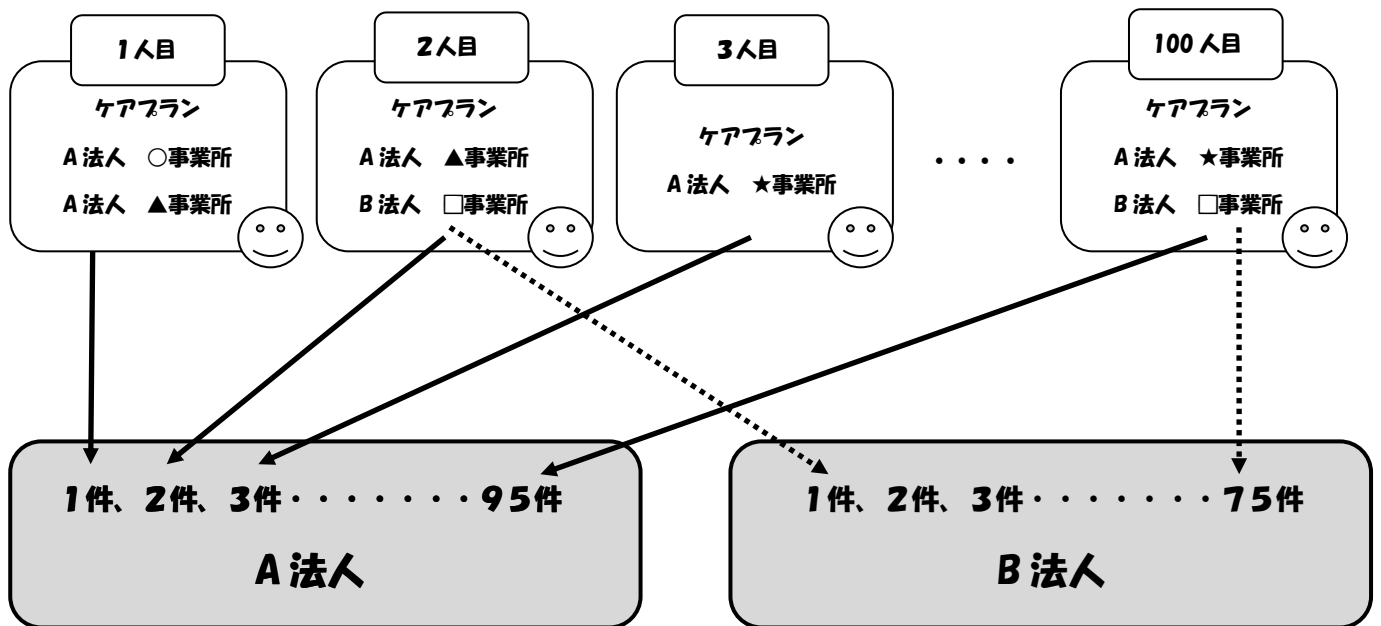


## 「特定事業所集中減算」居宅サービス計画数の計上方法

### (1) 具体的な計算例について

1人のケアプランに同じサービスについて複数の事業所からサービス提供を位置づけた場合の「各種サービスを位置づけた計画数」（分母となる数）の数え方に間違いが多く見られます。複数の事業所を位置づけた場合でも、1人の計画数は「1」と数えることに注意して下さい。

### 例) 利用者150人のうち、通所介護サービス計画を位置づけている利用者が100人いる場合



居宅サービス計画数 … 150

通所介護を位置づけた居宅サービス計画数 … 100

A法人の通所介護を位置づけた居宅サービス計画数 … 95

B法人の通所介護を位置づけた居宅サービス系画数 … 75

→ よって、A法人95% ( $95 \div 100$ )、B法人75% ( $75 \div 100$ )となり、紹介率が最高の法人であるA法人への紹介率が80%を超えているため、正当な理由が無い限り、減算の対象となる。

#### 注意事項

- \* 特定事業所集中減算の適用となった場合は、体制の届出が必要。(H27～)
- \* 要支援者の介護予防サービス計画は含めない。
- \* 計画を作成したが、サービス利用が無かった利用者の計画は判定対象外。
- \* 月遅れで給付管理を行った場合でも、サービス提供を行った月分にいて数える。
- \* 認知症対応型通所介護は「通所介護」に含めない。
- \* 「各種サービスを位置づけた計画数」は、1人の利用者の居宅サービス計画に複数の○○事業所のサービス提供を位置づけた場合でも、1人につき「1」と数える。(2や3にはならない)